

## 居宅介護の料金表

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	2,744円	275円	4,331円	434円	6,293円	630円	7,172円	718円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	8,083円	809円	8,973円	898円	890円	89円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
介護を伴う場合(身体)	2,744円	275円	4,331円	434円	6,293円	630円	7,172円	718円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	8,083円	809円	8,973円	898円	890円	89円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
家事援助	1,136円	114円	1,640円	164円	2,112円	212円	2,562円	257円
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 15分毎に加算					
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額				
	2,948円	295円	375円	38円				
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
ない場合(通院等介	1,136円	114円	2,112円	212円	2,948円	295円	740円	74円

同一建物等の利用者等に提供した場合の減算

- ・ 居宅介護支援事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の居住する者又は、上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者数の人数が1月当たり20人以上の場合。）居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%の減算。

居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合）居宅介護を行う場合は所定単位数の15%を減算。

## 重度訪問介護の料金表

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1,994 円	200 円	2,969 円	297 円	3,956 円	396 円	4,942 円	495 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		3 時間 30 分以上 4 時間未満			
利用料	利用者負担額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額		
5,928 円	593 円	6,904 円	691 円	7,890 円	789 円		
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 12 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
8,801 円 (4 時間まで) に 30 分増すごとに + 911 円		881 円に 30 分増すごとに + 92 円		16,134 円 (8 時間まで) に 30 分増すごとに + 911 円		1,614 円に 30 分増すごとに + 92 円	
12 時間以上 16 時間未満				16 時間以上 20 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
23,413 円 (12 時間まで) に 30 分増すごとに + 868 円		2,342 円に 30 分増すごとに + 87 円		30,381 円 (16 時間ま で) に 30 分増すごとに + 922 円		3,039 円に 30 分増すごとに + 93 円	
20 時間以上 24 時間未満							
利用料		利用者負担額					
37,734 円 (20 時間まで) に 30 分増すごとに + 858 円		3,774 円に 30 分増すごとに + 86 円					

- ※ 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に100分の15、障がい程度区分6に該当されれば、100分8.5が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画、重度訪問計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画、重度訪問計画の見直しを行いません。
- ※ 表中の料金以外に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。  
居宅介護＝所定単位×41.7% 重度訪問介護＝所定単位×32.8%
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、契約者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、契約者負担額も2倍になります。
- ※ 契約者の体調等の理由で居宅介護計画、重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、契約者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定します。
- ※ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(契約者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

病院等に入院中の支援 (※1)	利用者負担額		改定後	
	1 時間未満		199 円	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満		295 円	
	1 時間 30 分以上 2 時間未満		394 円	
	2 時間以上 2 時間 30 分未満		491 円	
	2 時間 30 分以上 3 時間未満		590 円	
	3 時間以上 3 時間 30 分未満		686 円	
	3 時間 30 分以上 4 時間未満		785 円	
	4 時間以上 8 時間未満		876 円	+ 92 円
	8 時間以上 12 時間未満	30 分毎に加算	1,605 円	+ 92 円
	12 時間以上 16 時間未満	30 分毎に加算	2,329 円	+ 86 円
	16 時間以上 20 時間未満	30 分毎に加算	3,021 円	+ 93 円
	20 時間以上 24 時間未満	30 分毎に加算	3,752 円	+ 86 円

※1 病院等に入院中の支援

- ① 障害支援区分 4 の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び、助産所への入院(入所を含む)中に利用者ごとの特殊な介護方法や環境、生活習慣を医療従事者等に的確に伝達し適切な対応につなげたりコミュニケーション支援等を提供した場合。
- ② 入院時支援連携加算 300 単位/回  
病院または診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院または診療所を訪問し、当該利用者に関わる必要な情報の提供及び当該病院または診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、一回を限度として所定単位数を加算する。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/100	左記の1割	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/100	左記の1割	
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10/100	左記の1割	
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 5/100	左記の1割	※重度訪問介護は対象外
緊急時対応加算	1,072円	108円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算	2144円	215円	初回月、1回のみ
喀痰吸引等支援体制加算	1,072円	108円	1日につき1回
福祉専門職員等連携加算	6,046円	605円	サービス開始から90日間で3回を限度とする(居宅介護のみ算定可)
行動障害支援連携加算	6,260円	626円	サービス開始から30日間で3回を限度とする(重度訪問介護のみ算定可)

※緊急時対応加算は、契約者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画等の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画等において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した契約者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

③契約者の依頼により、契約者の負担上限月額を超えて事業者が契約者負担額を徴収しないよう、契約者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,608円	161円	1月あたり

④重度訪問介護ご利用者の外出時において移動中の介護を行った場合は、以下の料金が加算されます。

移動介護加算	利用料	利用者負担額
1:00 未満	1,072 円	108 円
1:00-1:30 未満	1,340 円	134 円
1:30-2:00 未満	1,608 円	161 円
2:00-2:30 未満	1,876 円	188 円
2:30-3:00 未満	2,144 円	215 円
3:00 以上	2,680 円	268 円

⑤入院中の支援の加算、減算

- ・喀痰吸引等支援体制の算定不可及び、90 日以降の利用は所定単位数の 20%を減算。

⑥2 人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の減算

- ・障害者区分 6 の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合にそれぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数の 15%を減算。(算定開始から 120 時間に限る)

#### 4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日前日の午後 6 時までにご連絡があった場合	キャンセル料は不要です
	利用日前日の午後 6 時までにご連絡がなかった場合	1 提供あたりの全額利用料金の 50%を請求いたします。
※ただし、契約者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる契約者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	契約者（お客様）の別途負担となります。	